

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務の平成31年度及び平成32年度部分に係る契約の締結は、当該業務に係る平成31年度及び平成32年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年8月9日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

##### ①平成30年度

世田谷区立中央図書館機能拡充基本計画策定等支援業務委託

##### ②平成31年度（想定）

世田谷区立中央図書館機能拡充基本設計等支援業務委託

##### ③平成32年度（想定）

世田谷区立中央図書館機能拡充実施設計等支援業務委託

#### (2) 履行場所

世田谷区立中央図書館(世田谷区弦巻三丁目16番8号)、受託者の作業場所ほか

#### (3) 履行期間

①平成30年10月上旬（予定）から平成31年3月29日（金）まで

②平成31年4月から平成32年3月31日（火）まで（想定）

③平成32年4月から平成33年3月31日（水）まで（想定）

※委託契約は年度ごとに締結する。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

※②③については、平成31年度・32年度の事業が決定し予算配当があること、及び平成30年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。

#### (4) 業務内容

##### ①平成30年度

世田谷区立中央図書館機能拡充基本計画策定等支援業務委託

##### ②平成31年度（想定）

世田谷区立中央図書館機能拡充基本設計等支援業務委託

##### ③平成32年度（想定）

世田谷区立中央図書館機能拡充実施設計等支援業務委託

※詳細は、企画提案要求説明書を参照のこと。

## (5) 現在の対象施設の概要

### ①施設規模

- ア 敷地面積 約4,775㎡
- イ 総床面積 約9,934㎡
- ウ 構造 鉄筋コンクリート 地上3階地下2階建

#### 【うち図書館部分】

現行 : 地上1階、地下1階、地下2階の一部地下1階

拡充後 : 現行施設のうちプラネタリウム、多文化コーナー、事務室を除く部分(想定)

### エ 用途地域による制限

第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%、45m第2種高度地区、準防火地域、日影規制3時間-2時間、測定水平面4m

### ②施設の内容

- ア 3階 研修室、就学相談室、科学実験室など
- イ 2階 総合教育相談室、教育センター・学校教育研究室、郷土学習室、総合管理室など
- ウ 1階 中央図書館(閲覧室、こどもコーナー、おはなしのへや、貸出・返却カウンター)、プラネタリウム、コーヒーショップなど
- エ 地下1階 中央図書館(閲覧室、パソコン利用可能席、レファレンスカウンター)、中央図書館事務室、団体貸出センター、図書交換室、録音室、対面朗読室、サーバ室、視聴覚ライブラリー保管倉庫等
- オ 地下2階 中央図書館保存庫、中央監視室、サーバ室、中央図書倉庫、倉庫等

※開館日時 : 火曜～日曜日 午前10時～午後7時  
月曜日、祝・休日 午前10時～午後5時

### ③資料数

図書資料約484,300点、音響資料(CD)約9,000点

## (6) 業務委託料上限額

- ①平成30年度 世田谷区立中央図書館機能拡充基本計画策定等支援業務委託  
11,400千円(消費税込)
- ②平成31年度 世田谷区立中央図書館機能拡充基本設計等支援業務委託  
4,000千円(消費税込)
- ③平成32年度 世田谷区立中央図書館機能拡充実施設計等支援業務委託  
2,700千円(消費税込)

- 2 プロポーザルに参加できる者とその再委託先となる者の資格(資格要件、実績等)  
参加表明書提出日現在において次に掲げる要件の全てに該当する者

(1) 本件委託業務（上記1（1）①～③をいう。以下同じ。）の受託を希望し、企画提案書の提出者としてプロポーザルに参加することができる者（以下、「参加者」という）

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑥平成25年度以降に、図書館（図書館法に基づく公立図書館）の奉仕業務※を行った実績を有すること。

※図書館運営業務の（一部又は全部）委託を指し、労働者派遣等の人材供給のみの場合は含まない。以下、本件プロポーザルにおいて同様とする。

(2) 参加者が本件委託業務の受託にあたり次項の3の業務に関する再委託先とすることができる者（以下、「再委託先事業者」という）

- ①東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付における建築設計の共同格付（順位）が1位から150位以内の建築設計事務所であること。（基準日：参加表明書提出日現在）
- ②平成30年8月から過去10年間で、公立図書館整備（新築・改築・改修）に係る設計業務に主体的に携わった建築設計事務所であること。

### 3 再委託先事業者の業務

建築設計に関する専門的見地が必要であることから業務内容兼参考仕様書案（世田谷区立中央図書館機能拡充基本計画策定等支援業務委託）の「4」（3）に規定する業務は、この提案において記載した事業者への再委託を前提とする。

### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では企画提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。確認の結果は、平成30年8月23日（木）までに参加表明書を提出した全事業者に書面で通知し、選定された事業者に対しては、提案書の提出を要請する（招請通知）。

### 5 企画提案書の審査基準

以下のような視点に基づき評価し、結果を集計して総合的に判断する。

- (1) 基本計画策定等支援業務の実施方針等の適正さ
- (2) 以下の項目の視点・考え方等の適正さと提案事項の有用性

- ①現在の中央図書館の機能に関する認識
  - ②工事期間中に維持する機能の考え方
  - ③拡充内容に関する考え方
  - ④カフェやプラネタリウム、多文化体験コーナー等の施設活用にあたっての考え方
  - ⑤設計等支援業務の実施方針
  - ⑥基本構想報告書、本件委託業務の参考仕様書等の内容に関する提案事項
  - ⑦自由なアイデアによる提案など
- (3) 工程計画の妥当性
  - (4) 同種業務の実績の充実度
  - (5) 業務実施体制の充実度
  - (6) 再委託先とする事業者の実績
  - (7) 経費の妥当性
  - (8) 提案事項に関する構造・設備等の妥当性

## 6 手続き等

### (1) 担当課

世田谷区立中央図書館（図書館環境推進担当）

〒154-0016 世田谷区弦巻三丁目16番8号（地下1階事務室内）

電話：03-3429-1811 FAX：03-3429-7436

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成30年8月9日（木）から平成30年8月22日（水）まで
- ② 交付場所 上記（1）に同じ
- ③ 交付方法 交付場所での直接交付または世田谷区ホームページからのダウンロードによる。

### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 受領期限 平成30年8月22日（水） 17時まで
- ② 提出場所 上記（1）に同じ
- ③ 提出方法 直接持参（提出期限日の午後5時必着）または郵送（提出期限日必着）すること

※郵送の場合は、書留郵便に限る。電子メールは不可とする。

### (4) 企画提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 受領期限 平成30年9月7日（金） 17時まで
- ② 提出場所 上記（1）に同じ
- ③ 提出方法 直接持参（提出期限日の午後5時必着）または郵送（提出期限日必着）すること

※郵送の場合は、書留郵便に限る。電子メールは不可とする。

## 7 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、すべて参加者・提案者（以下「応募者」という）の負担とする。
- (2) 審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (3) 応募者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。
  - ①定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
  - ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
  - ③虚偽の内容が記載されているとき。
  - ④審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
  - ⑤その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該業務に直接関連する下記の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 契約等について
  - ①詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
  - ②本件プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、区担当者に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。質問があれば企画提案要求説明書に従い行うこと。
- (11) 基本設計及び実施設計の支援業務の時期は、今後変更になる場合がある。変更の場合でも、本件審査については、本書記載の条件に基づき提出された企画提案書等に基づき審査を行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会方法  
「6（1）担当課」及び世田谷区ホームページ
- (13) 基本設計及び実施設計の時期は、今後変更になる場合がある。変更の場合でも、本件審査については、本書記載の条件に基づき提出された企画提案書等に基づき審査を行う。
- (14) 詳細は、企画提案要求説明書による。